

助成等における選考委員会設置規程

第1条（目的）

公益財団法人ソニー音楽財団（以下、「財団」という）は、財団が助成事業等で支援を行う対象（以下、「助成対象者」という）を採択する選考委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

第2条（委員会の事務）

委員会の事務は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 財団が行う助成事業に係る助成対象者の採択
- (2) その他、前項に関連する事項（委員の構成等）

第3条（委員の選任）

1. 委員は、助成対象者の活動に関して優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者の内から、理事会で選任した上で、財団が委嘱する。
2. 委員の任期は原則として3年とし、再任は妨げない。
3. 任期の満了前に辞任した委員の補欠として選任された委員の任期は、辞任した委員の任期の満了する時までとする。

第4条（委員会の設置等）

1. 財団の助成事業一つにつき最低一つ以上の委員会を設置する。
2. 各委員会の委員の定数は3名以上、5名以内とする。
3. 同一の団体に属する委員の数が委員の総数の3分の1を超えないものとする。

第5条（議長）

1. 委員会にはそれぞれ議長を置く。
2. 議長は、各委員会の委員の互選によりこれを定める。
3. 議長は会務を総理し、委員会の議事を運営する。
4. 議長に事故ある時は、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

第6条（委員会の会議）

1. 各委員会は、必要に応じて財団が招集する。
2. 各委員会は、委員会ごとに選任された委員3名以上の出席をもって成立する。
3. 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
4. 議長は、必要と認めるときに各委員会へ委員以外の出席を求め、説明を聞くことができる。
5. 各委員会は、緊急を要する場合等に各委員会の委員の持ち回り（文章の回答及びメール回答を含む）によって第2条に掲げる事務を行うことができる。

第7条（委員の排斥）

1. 委員は、第2条各号に掲げる事項に関し、自己（自己が役員などである団体）または3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。
2. その利害の関係から議事に加わることができない委員が発生した場合の会議の議事は、議事に加わることができる委員の過半数の同意を条件として決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第8条（守秘義務）

委員は、職務上知り得た一切の情報及び資料を他の第三者に開示または漏洩してはならない。
委員の職を退いた後も同様とする。

第9条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

第10条（雑則）

この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は理事長が定める。

附則1 この規程は2019年5月22日から施行する。